

2025 年度若年層向け国際定期便利用促進キャンペーン実施要領

第1 目的

この要領は、岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、いわて花巻空港発着の国際定期便の利用促進を図るため、国際定期便を往復利用して旅行する 30 歳未満の若年層を対象として、航空運賃の一部を支援するキャンペーンの実施について定めるものである。

第2 支援金支給対象者、支援金額及び対象者数

(1) 支援金支給対象者

次の要件を全て満たす者とする。

ア 令和7年6月1日（日）以降にいわて花巻空港を出発し、令和8年2月28日（土）までにいわて花巻空港に到着する国際定期便を、往復・有償利用する者

イ 平成8（1996）年4月2日以降に生まれた者

ウ 令和7年4月1日以降に航空券を予約又は旅行申込した方

(2) 支援金額

一人当たり 10,000 円（電子ギフト（QUO カード Pay））

(3) 対象者数

200 名

なお、対象者の決定は申込順とする。

第3 支援の手続き

(1) 本キャンペーンを利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、国際定期便の往復利用日の一週間前までに、岩手県電子申請・届出サービスの専用フォームから、次に掲げる必要書類を添えて、申請する。

ア 生年月日が確認できる公的証明書の画像データ

イ 国際定期便の利用日及び旅行申込が確認できる書類

(2) 協議会は、前項の申込者の申請が、第2(1)の要件を満たすと判断した場合、申込者に申請を受理した旨をメールで連絡する。

(3) 申込者は、国際定期便の復路便の到着後一週間以内に、往復の搭乗が確認できる書類（以下「確認書類」という。）をメールで協議会に提出する。

(4) 協議会は、必要書類等を確認し、適当と認めた場合は、確認書類を受信した日の翌月の末日までに、申込者の氏名及びメールアドレスを株式会社クオカード（以下「クオカード」という。）に提供する。

(5) クオカードは、申請者のメールアドレスあてに、電子ギフト（QUO カード Pay）（以下「電子ギフト」という）の URL を送信する。

(6) 申請者は、受信した URL から電子ギフトをダウンロードするものとし、電子ギフトの有効期限は、URL 送信日から3年以内とする。

なお、URL 送信後の電子ギフトのダウンロードの実施の有無や、有効期限到来に伴う未利用分などについては、協議会及びクオカードは責任を負わないものとする。

第4 その他

- (1) 協議会は、本キャンペーンの申込状況を協議会ホームページにおいて随時公開するものとし、申込者が第2(3)で規定する対象者数に達した場合、速やかに申込を締め切るものとする。
- (2) 理由の如何を問わず、指定する期日までに協議会への申請・必要書類等の提出がない場合は、支援金は支払わないものとする。
- (3) 虚偽の申請等による不正行為については、支援金の返還を求めるなど、厳正に対処するものとする。
- (4) 協議会会長は、予算の執行の適正を期するため、申込者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。
- (5) 協議会は、本キャンペーンを通じて知り得た個人情報は、機密情報として取扱い、目的以外に利用、第三者への提供、漏えいしないこととする。
なお、本キャンペーンにおける個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守するものとする。
- (6) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。（令和7年4月1日事務局長決裁）